

平成 2 7 年度

第 4 6 回 埼 玉 県 景 観 審 議 会

平成 2 7 年 9 月 1 4 日 (月)

埼 玉 県 都 市 整 備 部 田 園 都 市 づ くり 課

午後 2時01分 開会

○（司会）和田主幹 定刻になりましたので、ただいまから第46回埼玉県景観審議会を開催いたします。

私は本日の司会を務めます埼玉県田園都市づくり課主幹の和田でございます。どうぞよろしく願いいたします。失礼ですけれども、座って司会を進めさせていただきます。大変恐縮でございます。

開会に先立ちまして資料の確認をさせていただきます。事前にお送りした資料をお持ちいただいていると思いますが確認させてください。

まず、左上、クリップで閉じてあります配付資料一覧と書いてあるもの、これは何枚か綴ってあるものがございます。これが本日の議題資料になります。これが1部。

この黄緑色のフラットファイル、こちら厚手のものです。事前に作らせていただきました。背に「埼玉県景観審議会」と書いております。これは毎回使う資料でございますので、これはぜひ次回もご持参いただければと思います。これが1部。

本日お配りした資料といたしまして、表紙が第46回埼玉県景観審議会出席者名簿。2枚目が、これは広告になりますけれども、チラシですね、埼玉広告景観のタウンミーティングのチラシ。3枚目がこれは写真になっておりますけれども、これも後ほど使う公共事業についての専門家アドバイスで使う資料、写真の資料です。これはA3のものを折ってありますが1部。最後のページが議題3で使います屋外広告禁止地域の指定についての写真になっております。

以上が本日使用する資料でございます。何か過不足等ございますでしょうか、よろしいでしょうか。

続きまして、埼玉県都市整備部田園都市づくり課長の福島よりご挨拶を申し上げます。

○福島課長 田園都市づくり課長の福島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆さんにおかれましては、お忙しい中、ご出席いただきましてどうもありがとうございます。

開会に当たりまして一言ご挨拶をさせていただきます。

この埼玉県景観審議会は知事の諮問機関として、本県の景観形成に関する重要事項を審議していただくものがございます。さまざまな分野の方々に委員をお願いしておりまして、この7月1日に改選を行いまして、今いらっしゃる皆様方にご就任いただいたところでございます。改めましてご協力ありがとうございます。

また、任期は平成29年6月30日までの2年間となっておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の議題でございますが3件ございます。1つ目は、本日は委員改選後、初めての審議会になりますので、会長、副会長の互選をお願いいたします。また2つ目は、この審議会に県が行う公共事業に対して景観上のアドバイスをいただく公共事業景観形成専門部会を設置することについてお諮りいたします。また3つ目は、知事が行う屋外広告物の禁止地域の指定について知事からの諮問がございます。皆様から活発なご意見をいただきたく、どうぞよろしくお願いいたします。

また、議事に先立ちまして、本県の景観行政、屋外広告物行政について簡単にご説明をさせていただきますので、参考にさせていただきたいと思っております。

最後になりますけれども、委員の皆様には、本県の景観・屋外広告物行政がより一層向上を図れるよう、ご指導、ご意見等を賜りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日はよろしくお願いいたします。

○（司会）和田主幹 続きまして、今回は7月1日の委員改選後、最初の審議会でございますので、委員の皆様をご紹介させていただきます。お配りしました出席者名簿、こちらをご覧ください。

委員の皆様、大変恐縮でございますが、この名簿の順にお名前をお呼びいたしますので、その場でご起立、ご着席をお願いいたします。

まず、東京農業大学地域環境科学部准教授の荒井歩様。

○荒井委員 荒井でございます。よろしくお願いいたします。

○（司会）和田主幹 弁護士の伊藤一枝様。

○伊藤委員 伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

○（司会）和田主幹 日本大学理工学部教授の岡田智秀様。

○岡田委員 岡田でございます。よろしくお願いいたします。

○（司会）和田主幹 カラープランニングコーポレーションクリマ取締役の加藤幸枝様。

○加藤委員 加藤です。よろしくお願いいたします。

○（司会）和田主幹 埼玉りそな産業経済振興財団主席研究員の萩原淳司様。

○萩原委員 萩原です。よろしくお願いいたします。

○（司会）和田主幹 多摩美術大学造形表現学部教授の堀内正弘様。

○堀内委員 堀内でございます。どうかよろしくお願いいたします。

- （司会）和田主幹 NPO法人深谷にぎわい工房理事長の松本博之様。
- 松本委員 松本です。よろしく申し上げます。
- （司会）和田主幹 埼玉県屋外広告業協同組合専務理事の柴田吾一様。
- 柴田委員 柴田です。どうぞよろしく申し上げます。
- （司会）和田主幹 埼玉県建築士事務所協会川口支部理事の山崎由美子様。
- 山崎委員 山崎です。よろしくお願ひいたします。
- （司会）和田主幹 公募による選出の恩田守雄様。
- 恩田委員 恩田です。よろしくお願ひいたします。
- （司会）和田主幹 同じく公募による選出の吉田紀子様。
- 吉田委員 吉田です。よろしくお願ひいたします。
- （司会）和田主幹 なお、本日ご都合によりご欠席の委員が2名いらっしゃいます。ご紹介させていただきます。

東洋大学ライフデザイン学部准教授の菅原麻衣子様、熊谷市副市長の嶋野正史様でございます。

全部で13名の方に委員をお願いしております。委員の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、本日は委員13名のうち11名の出席をいただいております、委員の過半数の出席でございますので、埼玉県景観審議会規則第5条第2項によりまして、本日の審議会が成立しますことをご報告申し上げます。

続きまして、事務局職員をご紹介いたします。

初めに、埼玉県都市整備部田園都市づくり課長の福島でございます。

- 福島課長 改めまして、よろしくお願ひいたします。
- （司会）和田主幹 同じく主査の真栄城でございます。
- 真栄城主査 真栄城です。よろしくお願ひいたします。
- （司会）和田主幹 同じく主査の岡松でございます。
- 岡松主査 岡松です。よろしくお願ひいたします。
- （司会）和田主幹 同じく主任の荒木でございます。
- 荒木主任 荒木です。よろしくお願ひいたします。
- （司会）和田主幹 最後に私、主幹の和田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

ここで議事に先立ちまして、本日お配りした資料1を使いまして、景観審議会について、

また埼玉県景観屋外広告物行政の概要についてご説明させていただきます。

それでは、お配りしました配付資料一覧という綴った中の次第に載っている資料1をご覧ください。

1番の設置根拠でございます。

まず景観審議会の設置根拠でございますが、埼玉県の「執行機関の附属機関に関する条例」の別表第1に規定がございまして、「知事の諮問に応じ景観形成及び屋外広告物に関する重要事項を調査審議する」ということとされております。

知事の諮問事項につきましては、景観については埼玉県景観条例で、屋外広告物については、埼玉県屋外広告物条例で、それぞれこの資料にうたわれた諮問事項のとおり規定がございまして、参考資料として配付させていただいた中に、この条例がございまして、お時間があるときにご照合いただければと存じます。

なお、その資料1の屋外広告物の諮問事項の2つ目、屋外広告物禁止地域について、これに関しまして、本日の諮問事項となっております。

次に、景観条例及び屋外広告物行政について、各担当者からご説明いたします。

まず、本県の景観行政について岡松がご説明いたします。

○岡松主査 岡松です。よろしく申し上げます。着席して説明させていただきます。

埼玉県の景観屋外広告物行政の内容についてですが、資料1の2枚目、こちらと参考資料黄緑色のファイルを用いながらご説明いたします。

まず1番目、景観計画と景観条例についてですが、景観計画には景観形成の方針や規制内容等を定めております。景観条例には景観面の各施策や景観法の施行について必要な事項を定めております。

景観計画は、参考資料の4番目の景観計画の表紙がございまして、そちらを1枚おめくりいただくと目次がございまして、お開きいただけましたでしょうか。こちら景観計画ですが、第2に景観計画区域、第3に良好な景観形成に関する方針、第4に行為の制限に関する事項、それから第5以降は景観重要建造物の指定の方針など、各取り組みの基本的な事項を記載しております。

行為の制限の内容については、参考資料の6番目、「景観法に基づく行為の届出の概要」によりご説明いたします。カラー刷りのリーフレットをお開きいただけますでしょうか。

景観法では、建築物や工作物の新築、修繕等をする際に届出を義務づけております。届出の内容や届出を審査するルールは、景観条例と景観計画で定めております。この参考資料6

は一般向けに作成したものです。

この埼玉県の地図ですが、着色された市町村が県の景観計画区域でございます。白抜きの部分、全部で15市ありますが、こちらは独自の景観条例、景観計画を持つ景観行政団体になります。景観法では、県、政令市——本県ではさいたま市になります——、中核市——本県ですと川越市と越谷市ですが——は、法律の中で景観行政団体と規定されており、その他の市町村は県との協議により景観行政団体となることができます。現在、朝霞市がその協議を終えて景観条例を制定し、現在、景観計画を策定しているところでございます。景観行政団体は県の条例や計画は適用されません。

次に、景観計画区域についてご説明いたします。埼玉県の地図の下側の表をご覧ください。

まず、用途地域のある区域は都市区域、なければ薄い水色の市町村のうち関越道の西側を山地、丘陵地域、東側を田園区域、濃い青の市町村を圏央道沿線区域、オレンジ色の市町村を圏央道以北高速道路沿線区域と名づけております。これらのうち都市区域、山地、丘陵区域、田園区域をまとめて一般課題対応区域とし、圏央道沿線区域と圏央道以北高速道路沿線区域をまとめて特定課題対応区域としております。この特定課題対応区域は、主に圏央道の整備に伴って、交通利便性が向上することで開発の圧力が高まり、建築物や工作物が増えることが予測されるため、より重点的に取り組む地域としております。言いかえますと、濃い青とオレンジ色の市町村のうち、用途地域が定められていない区域が、特定課題対応区域ということになります。

1枚めくっていただけますでしょうか。

届出対象行為を書いております。建築物などについては一定規模以上のものについて届出を義務づけております。例えば建築物の新築ですと、一般課題対応区域では高さが15メートルを超えるもの、または建築面積が1,000平方メートルを超えるものとし、特定課題対応区域ですと、建築面積が200平方メートルを超えるものとしております。特定課題対応区域のほうが一般課題対応区域よりも届出対象行為の幅を広くし、加えて圏央道沿線区域では、物件堆積も届出の対象となっております。

続いて、隣のページ、景観形成基準、表があるページになります。届出内容の審査の部分についてでございますが、埼玉県の景観計画では、配慮事項と勧告基準、変更命令基準を定めております。配慮基準は努力の規定、勧告基準や変更命令基準は、守っていただかない場合には勧告します、変更命令をしますという、強制力のある規定になります。

まず、この表ですが、この表は明るすぎる、派手すぎる、周囲と溶け込まない色をマンセ

ル値というもので表したものです。これを制限色と呼んでおります。

このマンセル値についてご説明いたします。参考資料の7番目、「景観形成基準の解説」という冊子がございますが、こちらの34ページをお開きいただけますでしょうか。

こちらにマンセル値の説明がありますが、マンセル値とは、色彩を客観的・具体的に示す方法としまして、色相、明度、彩度という3つの要素で表すものです。

先ほど制限色の表の説明をいたしました但、この表をわかりやすくしたものが1枚めくって36ページになります。

36ページが都市区域、用途地域が定められている区域についてで、赤で囲った部分が制限色になります。当該立面の面積の3分の1を超えて使わないように指導しております。建築物の外観としてあまり使用されない彩度の高い鮮やかな色彩を制限しております。

続いて37ページ、お開きください。

圏央道の東側で用途地域が定められていない地域の制限色になります。田園地域の景観と調和しない彩度の高い鮮やかな色彩と、明度が低く、暗く濃い色彩を制限しております。

同じく隣の38ページですが、関越道の西側の用途地域が定められない地域で、山地・丘陵区域の景観と調和しない彩度の高い鮮やかな色彩と、明度の高い明るい色彩を制限しております。

なお、この冊子の作成後に変更になった名称などの読みかえを、この冊子の後に綴っておりますので、お読みになる際には参照いただければと思います。

勧告基準、変更命令基準は、こういった制限色及び点滅する光源が形成する面積の合計が、外観のうち各立面の3分の1を超える場合には勧告、変更命令となります。制限色は全く使ってはいけないものではなく、各立面の3分の1までということで指導しております。

景観計画については以上です。

続きまして、歴史のみち広域景観プロジェクトについてご説明いたします。

この参考資料の8番目をお開きいただけますでしょうか。

県では、市町村と連携しまして、市町村域を越えた広域景観の保全と創出に取り組んでおります。現在、市町村やNPOの方と、旧街道や宿場町に埋もれた歴史的景観資源を保全・活用し、広域景観の形成を進める歴史のみち広域景観プロジェクトに取り組んでおります。5カ所のモデル地区において、市、NPOの方々と協働でまち歩きや講演などの啓発を行っております。モデル地区は、この埼玉県の地図の星の部分になりますが、中山道の蕨宿、鴻巣宿、深谷宿、秩父往還道の吾野宿、そして妻沼聖天山のある妻沼地区をこれまでに指定し

ております。

また、次の参考資料9になりますが、これらのモデル地区などにおきまして、景観上重要な建造物を、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持保全を図り、継承を図るために、景観重要建造物に指定しております。景観重要建造物の修繕などを行う際には、県の許可が必要となり、所有者にとっても適正な維持管理義務が生じます。また、指定後に表示のプレートを設置いたしますが、この指定自体が地域にとってPRにつながるものと考えております。昨年度は下半分、「昨年度に指定」と書いてございますが、吾野宿におきまして、古民家3件を、この審議会にお諮りした上で指定いたしました。

続きまして、公共事業景観形成指針について説明いたします。

これも参考資料の10をお開きいただけますでしょうか。

こちらは埼玉県公共事業景観形成指針と、その解説、攻略本と書いてございますが、職員に配っているものでございます。こちらの13ページまでが指針でございます。それ以降がその解説となっております。

この指針は、県が行う公共事業における景観形成の基本となる事項ですとか、運用に関する事項を定めることで、県の良好な景観形成に寄与することを目的として作っております。

この資料の4ページをお開きいただけますでしょうか。指針の構成が書かれております。

第2に適用の範囲、第3に基本的事項、その後に第4、さらに良くするための工夫、第5にみんなで守るルールとして色彩の基準等もうたっております。

最後に第6、運用システムのところに2つ制度を設けておりまして、1つがチェックシートの作成と、もう一つが専門家アドバイスというものを定めております。

最初のチェックシートですが、一定規模以上の公共事業をする際に、工事や委託業務の担当職員、景観面の注意点をまとめたシートをチェックすることによって、どういうところに気をつければよいのかを気づいてもらうための仕組みでございます。

2つ目の専門家アドバイスは、この後の議題2「公共事業景観形成専門部会の設置について」において詳しくご説明いたしますが、景観形成上、特に重要な事業について、実施設計を行う前に本審議会のアドバイスを受け、実施設計に反映していただく、そうした仕組みになってございます。

公共事業については以上になります。

続いて、4番目、屋外広告物の規制についてですが、この後、改めて真栄城から説明いたしますが、屋外広告物の登録業務、基準に基づく許可事務、是正指導などを行っております。

すみません、資料1の2枚目にお戻りいただけますでしょうか。

4枚目の屋外広告物の規制のところですが、登録事務の後は是正指導と書いてありますが、これは2つ目のポッチの許可基準に基づく許可事務の後、これに対しての是正指導ですので、こちらのほうに追記いただきたいと思います。すみませんでした。

また、本日も諮問しておりますが、屋外広告物禁止地域等の指定についても行っております。

そのほか5番目の景観まちづくりの支援といたしまして、市町村とは景観行政団体施策研究会を組織しまして、毎年、テーマを決めて市町村職員、担当者向けの講演会や現場見学、そして課題解決方法の検討などを行っております。また、県民皆様の勉強会などに、景観アドバイザーとして有識者の方を派遣しております。

最後になりますが、景観資源の情報発信といたしまして、埼玉県景観資源データベースというものをインターネット上に公表しております。

埼玉県の景観行政については以上になります。

○(司会) 和田主幹 ただいま本県の景観行政についてご説明いたしました。

何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

続きまして、本県の屋外広告物行政について、真栄城がご説明いたします。

○真栄城主査 田園都市づくり課の真栄城でございます。よろしくお願いいたします。

失礼ですが、座らせていただいて説明させていただきます。

資料1の3枚目をごらんください。

屋外広告物の制度の概要でございます。

まず、屋外広告物とは何かということですが、屋外広告物法には、屋外広告物の定義が定められております。屋外広告物とは、まず常時又は一定の期間継続して、屋外で、公衆に表示されるもので、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものということになっております。こういった条件が屋外広告物の条件ということになります。

そして、屋外広告物の規制の目的でございますが、2つございまして、1つは、良好な景観の形成又は風致の維持、もう一つは、公衆に対する危害の防止ということになっております。

規制の主体ですが、まず、屋外広告物法に基づいて、都道府県、政令市、中核市は、それ

ぞれの屋外広告物条例を定め、必要な規制を行っております。政令市と中核市を除く市町村は、景観行政団体になって、都道府県と協議を行った上で、屋外広告物業の登録に関する事項を除き屋外広告物条例を定めることができる規定になっております。埼玉県の場合は、屋外広告物条例を持っている市町村は、政令市のさいたま市、中核市の川崎市と越谷市、これ以外に、川口市、春日部市、戸田市、新座市、八潮市、合計8市となっております。これらの市は、県の条例を使わず、独自の屋外広告物条例により基準などを定めて、屋外広告物の規制を行っております。これ以外の市町村については、埼玉県の屋外広告物条例に基づいて規制を行っております。

県と市町村が条例に基づいて実施している主な内容を申しますと、こちらの規制の主体のところを書いてありますが、埼玉県では田園都市づくり課で屋外広告物の登録業務を行い、県の地域機関、埼玉県の場合、県土整備事務所ということになりますが、この県土整備事務所と市町村が屋外広告物の掲出許可と違反の広告物に対する是正指導を行っていると、そういった枠組みになっております。

屋外広告物の規制の枠組みについては、おおよその内容を、こちらに示しております。主な内容としましては4つございます。

禁止地域、禁止物件、広告物等の規格、適用除外の4つについて説明させていただきます。

まず、禁止地域ですが、禁止地域とは、良好な景観又は風致の維持、先ほど申しました屋外広告物法の目的のために、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物の表示または設置を禁止している地域を指します。例としては、低層住居専用地域、景観地区、風致地区等。また重要文化財等周辺地域。高速道路、主要道路、鉄道等の用地及びそれらの沿線地域。もう一つは、官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館及び公衆便所等の建物・敷地があります。その他知事が指定する区域・場所などがございます。

次に、禁止物件ですが、これは屋外広告物等を表示することであるとか、設置することを禁止する物件でございます。例としては、橋梁、トンネル、高架構造及び分離帯。街路樹、路傍樹。電柱、街路灯その他電柱の類で知事が指定するもの。また銅像ですとか記念碑もあります。信号機、道路標識、ガードレール等も禁止物件になっております。そのほか知事が独自に指定する物件もございます。

次に、広告物等の規格でございますが、広告物等を表示・設置しようとするときは、規則で定める規格に適合しなければならない、そういった許可基準がございます。はり紙、立看板、置看板、広告幕、突出広告、野立広告といった屋外広告物の種類がありますが、そうい

ったものについて基準を定めております。どのような基準かといいますと、表示面積が何平方メートル以下、高さは何メートル以下、突出看板の場合は、その出幅が何メートル以内又は蛍光塗料を使用しないこと、そういった許可基準を定めております。

次に、適用除外についてですが、ある広告物については、今の禁止地域等の規定は適用しないものでございます。例としては、公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター等、また自家用の広告物等であって、規則で定める基準に適合するもの。冠婚葬祭又は祭礼のため一時的に表示する広告物等、国又は地方公共団体が公共目的を持って表示する広告物、これらについては、ある一定の基準の範囲内であれば禁止地域であっても掲出することができると、そういったものでございます。

以上がおおよその制度の概要でございます。

1枚めくってください。

埼玉県の屋外広告物行政について説明させていただきます。

まず、埼玉県と市町村・県土整備事務所と2つに分かれて行政を行っております。

まず、右側の市町村・県土整備事務所については、屋外広告物の掲出に関する許可事務であるとか、条例に違反する屋外広告物に対する違反の是正指導といったことを行っております。県の屋外広告物条例には、屋外広告物の表示又は掲出物件の設置をしようとする者は、知事の許可を受けなければならないという規定がございます。また、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例というものがございまして、この条例に基づいて政令市、中核市を除く44の市町に対して、許可事務、違反是正の権限について移譲をしているところでございます。権限を移譲していない11の市町村については、この地域を管轄する4つの県土整備事務所が、屋外広告物の許可事務ですとか是正指導を行っております。

平成26年度の許可実績を申しますと、この44の市町及び4つの県土整備事務所において3,001件の許可を行っております。許可個数は3万8,151個でございます。また条例に違反する屋外広告物に対する違反是正の指導の実績を申しますと、昨年度は417件を是正させたという実績がございます。

もう一つの市町村の事務になりますが、これは、はり紙等の簡易除却事務というものがございまして。この簡易除却事務というのは、条例に違反していることが明らか、例えば先ほど申しました禁止されている地域ですとか禁止物件に、はり紙ですとか立看板、広告旗、そういったものが張られている場合は、それを除却する旨を所有者に伝えることなく除却することができるという制度でございますが、こちらは、全市町村に移譲ができておりまして、昨

年度61の市町村の実績を申しますと17万5,234枚の簡易除却を行っているという状況でございます。こういったことが市町村と県土整備事務所の事務の概要ということになります。

次に、埼玉県の行政の内容でございますが、主に市町村や県土整備事務所が行っている許可事務や是正事務に対する支援を行っております。具体的に申しますと、まず市町村等から許可基準等の相談がございます。そういった相談や照会に応じて、このようにしたほうが良いといったアドバイスですとか、新たに屋外広告物事務の担当になった行政職員に対して研修会等の開催などの支援を行っているという状況でございます。

そして、屋外広告物を掲出する場合、例えば埼玉県に掲出したいという場合は、事前に埼玉県の屋外広告業の登録を受けなければいけないという規定が屋外広告物条例にありますので、それに基づいて登録事務を行っております。平成27年4月1日現在で、埼玉県の屋外広告業の登録を受けている業者数は1,474者となっております。こういった登録事務、許可事務に対する支援以外に、屋外広告物業者に対する広告物講習会の実施を行っております。さらに違反広告物に対する是正指導における市町村支援に関して言いますと、今年度から県のほうで屋外広告物業監督処分基準といったものを定めて施行しまして、是正指導の強化に努めているところでございます。こういったところが県の事業ということになります。

それ以外に、官民連携の一環として、埼玉県屋外広告業協同組合と連携して事業を実施しております。この埼玉県屋外広告業協同組合というのは、屋外広告業者同士で組織した組合ですが、組合と連携して、例えば屋外広告物の適正化の啓発を今年予定しており、看板の多い商店街の店の方に看板の安全点検をしましょうといった内容のチラシを配布することを考えております。もう一つは、タウンミーティングの開催というのがありますけれども、平成27年度「埼玉広告景観タウンミーティング」いったチラシをお配りしましたが、10月22日に、埼玉県と埼玉県屋外広告業協同組合と連携して、蕨市において開催することを予定しております。具体的な内容としては、看板の安全管理について専門の方から講演をいただく、また実際に、この蕨駅の周辺の商店街、かなり看板が多く設置されているわけですが、その商店街の中を歩いて、業界団体の方と市町村の行政職員が意見交換を行うといったワークショップを予定しております。参考に添付させていただきました。

最後に、屋外広告物を掲出する場合の一般的な流れを申しますと、もう一度、埼玉県の屋外広告物行政というところに戻っていただきたいのですが、下のほうに、広告主と屋外広告業者のところを四角で囲っております。大まかな順番を言いますと、まずお店の人などの広告主が広告物を掲出したいと思ったときに、屋外広告業者、主に看板業者ですけれど

も、そういった屋外広告業者に掲出の依頼をします。その依頼された屋外広告業者、こちらはまず埼玉県に掲出したいということであれば、屋外広告業者の登録申請をしていただいた上で、許可申請を市町村か県土整備事務所、その地域の許可権限を持っている行政庁に許可申請をすると、そういった流れでございます。その結果、権限を持っている市町村ですとか県土整備事務所から許可を受ければ、初めて屋外広告物の掲出ができると、そういった流れになります。

以上の屋外広告物制度の概要と、この埼玉県の屋外広告物行政については、参考資料の12「埼玉県屋外広告物条例のしおり」に、もう少し細かく記載されております。こちらにおおよその基準ですとか書いております。もしよろしければ、後日、参考にしていただければと思います。

以上、屋外広告物行政の制度の概要と埼玉県の屋外行政の概要について説明させていただきました。

○（司会）和田主幹 ただいま本県の屋外広告物行政について説明したところでございます。

委員の皆様、何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

では、これより議事に入らせていただきます。

初めに、議題の（1）埼玉県景観審議会会長・副会長の互選についてでございますが、まず会長の選出をお願いしたいと存じます。

この議題につきましては、議長が決まっておりますので、私、和田のほうで進めさせていただきます。

埼玉県景観審議会規則第4条第1項では、審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定めとなっておりますが、まず会長につきまして、いかがいたしましょうか。

松本委員。

○松本委員 松本です。よろしく申し上げます。

会長は、前期、副会長でご活躍された堀内委員さんをお願いするのがよいのかと思ひまして、意見を述べさせていただきます。いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（司会）和田主幹 皆様、ご同意いただけたようでございますので、それでは、会長を堀内委員をお願いしたく存じます。

堀内委員、恐れ入りますが、会長席にお移りください。

早速でございますが、堀内会長にご就任のご挨拶をお願いいたします。

○堀内会長 ご指名にあずかりました堀内です。改めて、どうかよろしくをお願いいたします。

2年間、委員と、あと公共事業景観形成専門部会の部会長をやらせていただきました。私は今まで一番仕事とかかかわりが多かったのは横浜市で、あとは東京都の仕事とかをやっていまして、私自身、もうちょっと自己紹介をさせていただきますと、建築家なんですけれども、どちらかという都市デザインよりの都市計画をやっています。あとは特に埼玉県の場合、自然景観、歴史景観、景観といってもあらゆる分野がクロスしている、非常に難しいと同時に豊かで可能性がある分野であって、私も大変その魅力にとりつかれて、いろいろ活動してきました。

2年間、この埼玉県の委員を仰せつかって感じたのは、やはり、まずは広告行政に関しては、もうしっかりとルールが敷かれていて、あとは仕掛けとしての景観ということで、歴史的な、去年は吾野宿のそういう視点がありましたけれども、とてもすばらしい埼玉県ならではの流れが、この委員会でできて、これから2年間もあるかと思いますが、すばらしいことだと思いました。

あとは景観行政で、何というか、メジャーなのは顔づくりというか、象徴的な大事な部分をきちっとつくるということで、公共事業の専門部会という大変重要な役割があると、実際に関わらせていただいて感じました。今年度も、来年度も、そういう案件が多々あるかと思っています。

この委員会のすばらしいのは、委員が本当に多様な背景、お立場、専門をお持ちで、それぞれの立場で、きっといろいろな意見をいただけることだと思います。会長としては、それをどう取りまとめるか、事務局にどうつなぐか、去年の会長を拝見していて、大変厳しい立場だと感じましたが、微力ながら、私、精一杯頑張りたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

○（司会）和田主幹 ありがとうございます。

それでは、これより埼玉県景観審議会規則第5条第1項により、堀内会長に議長として議事の進行をお願いいたします。

○堀内議長 それでは、よろしくお願いいたします。

議題1の2つ目ですが、副会長の選出を行いたいと思います。

1期目の委員の方に副会長をお願いするのが審議会の継続性の点から好ましいと考えておりますが、いかがいたしましょうか。

私の考えですが、私は建築が専門ですが、専門分野が土木景観ということで、景観に対して幅広く対応いただけると思われる岡田委員にお願いするのがよいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○堀内議長 皆様、ご同意いただけたようでございますので、それでは、副会長を岡田委員にお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、岡田副会長にご就任のご挨拶をお願いしたいと思います。

○岡田副会長 ただいまご指名を承りました日本大学の岡田と申します。

きょう、皆様とはお初にお目にかかるということになりまして、少々自己紹介をさせていただきます。

私自身は、生まれも育ちも羽田空港のある東京大田区大森という下町で、祭りばかりで育った人間でございますけれども、やはりそういった臨海部で育っていると、どうしても海とのかかわりが非常に深くなっていくということで、もともと学生時代は海辺の景観で博士号の学位論文をおさめてまいりました。ただ、やはり長く続けていると、海岸とか臨海部の仕事から、だんだん内陸のほうまで入り込んできまして、最近では岐阜県の過疎化を迎えているような農村地域の景観をどう支えていくのかというような、かなりディープなお仕事も承るようなことになってきまして、もはや、今や両生類のような生活を送っている次第でございます。

ここ最近では、特に東日本大震災における津波でかなりダメージを受けた福島県の海岸、これをどういうふうに復興させていくのかと。やはりまちという一つの形を景観という観点からどう考えていけばいいのか。特にお年寄り子どもたちが希望を持てるような形で、ワークショップ形式で、今、復興のまちづくりに取り組んでいるような状況が1つございます。

そのほかには、昨年、世界遺産に認定された富士山ですけれども、その構成資産の1つで三保の松原という海岸がありまして、これが非常に風光明媚な富士山の眺めを堪能できる場所ですが、消波ブロックがいささか目障りだということで、ユネスコから、あれを3年以内に何とかせいというような非常に難しい命題を受けまして、取り組んでおります。ただ、三保の松原というのは海岸線ぎりぎりまで都市が張りついていますから、その消波ブロックをどかすと、大きな波でまちがダメージを受けてしまう。非常に防災と景観のはざまの中で、どう考えていけばいいかということ、今現在、悩んでいるというような状況でございます。

そのほか埼玉県の方に目を向けてまいりますと、もう7年ほど前から水郷越谷というよ

うなことで、川辺からのまちづくりということで、越谷市の景観計画の策定のお手伝いに関わってまいりました。その後、市内の方々といろいろと横断的におつき合いが増えてまいりまして、今は越谷市の景観アドバイザーというようなことで、いろいろお手伝いをさせていただいております。

そのような御縁もあって、現在、埼玉県景観アドバイザーとしてもいろいろお手伝いする機会が増えてまいりまして、特に埼玉県の南部、新河岸川広域景観づくり連絡会というのがありまして、そこの方々とこの2年ぐらい随分深く関わるようになってまいりました。新河岸川というと、朝霞台のほうから川越まで、南部を貫く川ですけれども、その流域の方々と、かなり景観まちづくりについて動いてまいりました。

そのほかには、やはり埼玉県の南部の越谷市や草加市など6市町の組織があるのですが、その勉強会の講師としてもいろいろご支援させていただいております。

そんなことで、海岸べりから川まちづくり、あるいは農村まちづくりというようなところまで、広く今、お手伝いする機会が増えてまいりまして、ぜひこの埼玉県、先ほど会長がおっしゃっていましたが、いろんな可能性を持っておりますので、会長を支えるような形でうまく役職を全うできたらというふうに思います。本日よりいろいろお世話になりますけれども、どうぞひとつとよろしく願いいたします。

○堀内議長 岡田副会長、ありがとうございます。もう大変すばらしい副会長で、僕もこれで何かスムーズに進むのではないかと期待しております。どうかよろしく願いいたします。

まず議事を進める前に埼玉県景観審議会規則第9条第2項の規定に基づき、本日の議事録に署名していただく委員を指名します。今回は荒井委員と伊藤委員にお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

(両委員了解)

それでは、よろしく願いします。

次に、傍聴者がいる場合、対応を決めなければいけないのですが、いかがでしょうか。

○荒木主任 1人いらっしゃいます。

○堀内議長 では1人いらっしゃるということで、会議の公開についてご意見をお伺いします。埼玉県景観審議会規則第8条には、「審議会の会議は公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは公開しないことができる」となっております。本日の審議会を公開することについて、ご意見はございますでしょうか。

特に反対の意見がないと思いますので、本日の審議会は公開とします。よろしく願いし

ます。

(傍聴者入室)

○堀内議長 本審議会は、埼玉県景観審議会規則に基づいて会議を公開しておりますので、傍聴者の方に、ここで主な傍聴上の注意を申し上げます。

審議の秩序を保持するため、必要があると認めるときには傍聴人の退場を命ずることがあります。また、会議の写真撮影及び録音等はできません。ただし、例外として、議事に先立ち写真撮影のみ認めます。その他の事項につきましても、お手元の傍聴要綱に定めておりますのでご覧ください。

それでは、次第に従い、議事を進めてまいります。

議題2つ目、公共事業景観形成専門部会の設置について、事務局より説明をお願いいたします。

○岡松主査 それでは岡松からご説明いたします。座って説明させていただきます。

資料2、公共事業景観形成専門部会の設置について、こちらをお開きください。よろしいでしょうか。

まず、専門部会の設置についてですが、埼玉県景観審議会規則第6条の規定によりまして、諮問する事項のうち特定の事項を調査審議するため必要があるときは、専門部会を置くことができることとされております。

今回、設置をお諮りします公共事業景観形成専門部会は、県の公共事業についての専門家アドバイスを審議するための機関でございます。専門家アドバイスとは、2番目に書いてございますが、先ほど景観屋外広告物行政の概要の中でお話ししました埼玉県公共事業景観形成指針に定められた運用システムの1つでございます。基本設計段階と施工段階の2段階がございます。

まず基本設計段階のアドバイスですが、基本設計を行った公共事業のうち、景観形成に特に重要なものについて、基本設計で作成した図面等をもとにアドバイスを行うものです。大きな規模の工事になりますと、まず基本設計で大まかな方針等を定めまして、その後、実施設計で工事ができるような詳細な設計を行うという手順で進めることが多いため、基本設計後に行うこととしております。

次に、施工段階のアドバイスですが、基本設計段階のアドバイスをいただいた工事について、完了した後に、今後の取り組みに生かすために再度アドバイスを受けるものです。

続いて、(2) 専門家アドバイスの取り扱いについてご説明いたします。

事業を進める上では、予算上の制約ですとか関係機関との調整、それぞれの基準、地域住民の方のご意向など、さまざまな制約があるため、いただいたアドバイスを全て実施することは困難な場合が多々ございます。そこで実施設計に反映させることを義務づけるものではないこととしております。

裏面に続きますが、むしろアドバイスを受けた事業を例としまして、職員が配慮すべき事項や景観上の工夫の仕方について、専門家皆様の視点を知るといった新たな気づきを得る機会とすることを主眼として取り組んでおります。

(3)として、これまでの専門家アドバイスを一覧にしてまとめております。平成21年度から実施しており、26年度までに7件のアドバイスをいただいております。昨年度は志木駅と志木市役所を結ぶ街路事業についてアドバイスをいただきました。

今年度、平成27年度についてですが、お手元に追加資料として、こちら公園の地図と現況写真を載せた資料をお配りしておりますので、ご覧ください。今年度は、ラグビーのワールドカップ、2019年大会の会場の1つに選ばれました熊谷ラグビー場の改修設計業務を対象に予定しております。こちらの図ですと太い赤で囲った場所、こちらが熊谷ラグビー場になります。こちらの公園は熊谷スポーツ文化公園という熊谷駅から3キロほどの位置にあります。こちらの公園は熊谷ラグビー場をワールドカップに向けて本設、仮設の座席の増設や、屋根をつけるなどの改修を予定しております。その設計業務についてアドバイスをいただくものです。

なお、スタンド、電光掲示板、屋根といった建造物の設計については、別に委員会組織が設けられておまして、そこで検討が進められているとのことですので、本審議会の専門部会は、アドバイスの対象とはいたさないことと考えております。建造物の壁面や周辺の外構について、景観面で配慮すべき視点ですとか工夫についてアドバイスをいただきたいと考えております。

基本的な設計の進捗状況や提供できる資料について、担当する本県の営繕課と確認や調整を進めておりますので、そういった資料のめどが立ちましたら、部会の日程調整に入りたいと存じます。

専門部会の設置については、以上になります。

○堀内議長 ありがとうございます。部会委員については、どのようにになりますか。

○岡松主査 まず、専門部会に属する委員を決めていただくことになりますが、規則ですと会長が指名するということになっております。

○堀内議長 委員選定ということで、まずは事務局の考えがあればお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

○岡松主査 事務局といたしましては、土木、建築などの公共事業に係る分野の委員の方を中心に構成するのがよいと考えております。具体的には、造園の立場から荒井委員、土木景観の面から岡田委員、色彩の面から加藤委員、本日ご欠席ですけれども、まちづくりの面から菅原委員、そして堀内会長、建築の面から山崎委員、6名の委員をお願いするのがよいと考えております。

なお、本日ご欠席の菅原委員には、お尋ねがあった場合に事務局案として申し上げることについてご了解をいただいております。

以上でございます。

○堀内議長 ありがとうございます。

ただいまご説明のあった専門部会の設置について、ご質問、ご意見等、ありましたらご発言をお願いします。いかがでしょうか。意見、ご質問、特にないでしょうか。

それでは質問、特に異議もないようでございますので、公共事業景観形成専門部会を設置し、委員については事務局案のとおり指名させていただくということとします。

部会長はどのようになりますか。

○岡松主査 部会長も会長が指名することとしております。

○堀内議長 では、これは私が指名するということで、部会長については、先ほどの事務局の説明ですごくわかりにくかったと思いますが、質問がなかったのですが、建築があって、その周りの路面だとか土木の部分との調整がこの部会の大変大きな役割となって、現地視察などでいろいろな意見が出てくるケースがあるのですが、そういったときに、一番やはり主体となるのは土木でございますので、部会長は岡田委員を指名させていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○堀内議長 では、岡田委員を指名させていただきます。どうかよろしく申し上げます。

○岡田委員 よろしく申し上げます。

○堀内議長 では、公共事業景観形成専門部会の今後のスケジュール等について、事務局より説明をお願いいたします。

○岡松主査 引き続き、資料2の最後のページの専門部会の今後のスケジュール、こちらを開きいただけますでしょうか。

専門部会の今後のスケジュールですが、ただいま、本日ですが9月14日に公共事業景観形成専門部会が設置されました。今後は12月から1月ごろに、公共事業景観形成専門部会を開催し、現地視察と審議を行い、その後、アドバイス（案）を事務局で取りまとめ、2月に予定しております次回、第47回埼玉県景観審議会において報告という予定で考えております。

本年度の基本設計の対象である熊谷ラグビー場の図面ができ上がるのが12月以降ということで、このようなスケジュールとなっております。

以上です。

○堀内議長 ただいまの事務局からの説明について、ご意見、ご質問等がありますでしょうか。

では、特にないようでございますので、どんどん進めさせていただきます。

議題3に移ります。

屋外広告物禁止地域の指定について、事務局より説明をお願いいたします。

○真栄城主査 真栄城です。よろしく申し上げます。

議題3の埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定について説明させていただきます。

資料3をご覧くださいませでしょうか。

諮問事項は2枚目に記載しております。圏央道の桶川加納インターチェンジが、今年の11月までには開通される予定でございます。この桶川加納インターチェンジの主要アクセス道路、主要県道川越栗橋線の一定区間を、具体的には東部都市下水路にかかる橋、こちら橋の名前はありますが、この橋の交点から一般県道蓮田鴻巣線との交点までの区間と、この区間の路端から両側50メートル以内の区間を、屋外広告物の掲出を禁止しようとするものでございます。

ただし、自家広告物、自分の敷地に自分の看板を出す場合、掲出は認められます。具体的な場所については、こちら資料3の4枚目に図示しております。4枚目は首都圏中央連絡自動車道桶川加納インターチェンジ周辺禁止地域図となっているところでございます。こちらの赤で囲った部分が禁止地域として諮問しているところでございます。

禁止地域の指定の根拠は、埼玉県屋外広告物条例にございます。参考資料の11に、埼玉県屋外広告物条例を添付してございます。

この参考資料の11の埼玉県屋外広告物条例第4条において、屋外広告物の禁止地域を定めています。

4条で定める禁止地域は、第1号から第16号までありまして、主な禁止地域としては、都市計画法に基づく低層住居専用地域、文化財法により指定された建築物の敷地、自然保護条

例により指定された自然環境保全地域、都市公園、学校、図書館、博物館、病院の敷地、古墳、寺社の区域、高速道路から展望できる地域などが指定されております。今回、諮問させていただくのは、県条例第4条第8号と第9号に当たるものでございます。

この資料3の6枚目に、今回の諮問にかかわる条例の規定を抜粋しましたのでご覧ください。

まず第4条第8号の規定は、高速自動車国道、自動車専用道路及び新幹線鉄道の全区間並びに道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く）、鉄道（新幹線鉄道を除く）及び索道の知事が指定する区間ということで、この規定は道路敷地そのものを規定するものでございます。今回ですと、先ほどご覧いただいた4枚目の図の主要県道川越栗橋線の路線を赤い斜線でハッチングした部分になります。こちらが第4条第8号の規定に基づくものでございます。

また、県条例の第4条第9号の規定は、道路、鉄道及び索道から展望することができる地域で、知事が指定する区域ということで、今回の諮問においては、この図の道路の両側50メートル以内と表現した地域がこれに当たることとなります。

このいずれも知事が指定する区域ということで、告示行為を行うことで指定することになります。これまでの告示については、7枚目以降に全文を添付させていただきましたので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

条例の抜粋の部分の説明の続きになりますが、既にある屋外広告物に対する取り扱いでございしますが、中段の条例第8条（経過措置）にありますように、指定の日から3年間は適用しないとの規定がありますので、指定後すぐに既存の屋外広告物の撤去を求めるというものではございません。なお、今回禁止地域に指定しようとしている地域には、既存の屋外広告物はございません。

その下に記載しました条例第27条についてですが、これは屋外広告物の禁止地域の指定に当たり、本審議会のご意見をいただく根拠規定になります。

次に、次の5枚目のところで、埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定についてというところがございますが、まずこちらの指定の概要についてですが、これまでも圏央道、正式には首都圏中央連絡自動車道と申しますが、圏央道などの高速自動車国道や自動車専用道路の開通に合わせて、乱開発抑止と良好な景観形成の観点から、インターチェンジ周辺の主要アクセス道路とその沿道を禁止地域にしていまいりました。これはインターチェンジが建設され、道路が整備され、産業施設が集積されると、それに伴って立地企業の誘導看板など

の屋外広告物が急速に増加する可能性が非常に高いためでございます。これまで禁止地域に指定した実績を申しますと、圏央道坂戸インターチェンジ、川島インターチェンジ、菖蒲白岡インターチェンジは、平成20年3月に指定し、圏央道桶川北本インターチェンジと関越道坂戸西スマートインターチェンジは、平成25年4月に指定しました。そして圏央道幸手インターチェンジは、平成27年4月に指定したところでございます。

今回の諮問も、屋外広告物の乱立による田園景観の悪化を防ぐために、圏央道の桶川加納インターチェンジの主要アクセス道路である主要県道川越栗橋線とその沿道を禁止地域にしようとするものでございます。禁止地域にしようとするこの地域の概略を申しますと、雑木林や田園が残っている地域でございまして、今後もこうした田園景観の保全をしていく必要があります。

本日お配りしました追加資料に写真がございます。これが禁止地域にしようとしているところの写真でございます。こうした田園風景が残っているという状況でございます。

なお、この地域は現在圏央道の工事中でございまして、現地を確認したところ屋外広告物は全くございませんでした。この区域を禁止地域に指定することについては、この桶川加納インターチェンジの地元であります桶川市とも協議を行っており、既に同意を得ております。今後は本審議会において、当該禁止地域の指定が適当と認められた場合には、必要な手続を経て、インターチェンジの開通日に合わせて適用する予定でございます。

以上で議題3、屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定についての説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしく申し上げます。

○堀内議長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明のあった議題3、埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定については、知事から諮問を受けており、当審議会の意見が求められておりますので、ご質問と答申すべきご意見に分けてお聞きしたいと思います。

まず、今の事務局の説明でわかりにくかったこと、疑問点、ご質問がありましたら、ご発言いただきたいと思っております。

恩田委員、どうぞ。

○恩田委員 質問をさせていただきます。

この具体的な地域の指定で禁止するというのはわかるのですが、そもそもこういった地域が出てくるプロセスと申すまいでしょうか、先ほど桶川市の同意も得ているということですが、該当する自治体からの要請や地域住民の声なども受けて県のほうで指定されておられるのか、

告示行為として知事が指定をするということなのか、といいますのは、私は幾つかの大学の非常勤講師ですが、住民の参加型の地域づくりというものに関心があって、その辺の話をしているのですけれども、行政のほうからの指定ということももちろん必要ですが、当該地域の住民からの声があって、それを受けて県のほうでこういった指定をされているのか、その辺のプロセスを、まず一般論として伺いたいのです。よろしくお願いします。

○堀内議長 事務局のほうからお答えいただけたと思います。

○真栄城主査 そもそもこの禁止地域の目的は、田園風景を守ることです。まず県のほうから地元の桶川市に、圏央道加納インターチェンジが開通するので、禁止地域の指定をできないかという提案をしたところ地元の桶川市も検討いただき、この地域を指定したらどうかということで、協議をし、同意に至ったところでございます。

地元の住民に関してですが、まずは景観審議会の議を経て、その後に説明をするという形でございます。

以上でございます。

○堀内議長 そういう順序だということがわかりました。この後、説明をして、だからまだ一般の住民の方は知らないという状況のようですね。

恩田委員、いかがでしょうか。

○恩田委員 わかりました。

○堀内議長 よろしいでしょうか。

ほかに質問はございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○岡田委員 50メートルの範囲の根拠ですが、多分一律50メートルと管理上は線を引かなきゃいけない事情はわかるのですけれども、50メートルと定めた理由について、もう少し具体的な現地の様子をお聞かせいただけたらと思います。

○真栄城主査 沿道の屋外広告物ですが、視認で見えるということと、屋外広告物を掲出することによって効果があるという、そういう観点から見ると、屋外広告物はほとんどが道路の直近に設置されております。禁止地域にしていない道路では、ほとんどの屋外広告物がこの道路の直近に設置されているという状況でございます。これは通る車が、見て何かとわかるためには、ほとんど直近に設置されているという状況になっております。これを考慮すると、ある程度、良好な景観を担保するためには、沿道の屋外広告物を禁止する必要があり、その範囲は50メートルであれば十分と考えております。

ちなみに、参考に申しますと、これまで田園都市産業ゾーンにおける屋外広告物の禁止地域指定において、圏央道にアクセスする道路を禁止地域にしている場合、路端から50メートルにしてきました。

○岡田委員 ありがとうございます。よくわかりました。恐らく住民の方に説明される際にも、そのぐらいの具体的な説明があったほうがいいかなというふうに思いました。

以上です。

○堀内議長 ほかにご質問はありませんか。

はい、どうぞ。

○荒井委員 すみません、先ほどから良好な田園風景というのが出されていますけれども、具体的に良好な田園風景というのは、多分景観計画における6ページとかに提示されているようなものを指していると思いますが、県のほうは良好な、もうちょっと具体的に、こういうふうにして残していきたいというようなビジョンがあれば、教えていただきたいのです。

○真栄城主査 良好な景観については、参考資料の4、景観計画の4ページの第3、景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針、下のところに、特定課題対応区域における圏央道沿線区域における良好な景観というところで、水田、畑、水路、平地林、斜面林、こうした田園景観の広がりとして記述しているとおりでございます。

○堀内議長 よろしいでしょうか。

○荒井委員 ありがとうございます。

先ほど恩田委員からもありましたが、基本的には多分これは屋外広告のことなので、今こういう話にはなっていると思いますが、埼玉県には良好な田園風景もあるわけですから、長い目で見ると、どういうふうにそれを残していったらいいか、住民がどう捉えるべきかということをより具体的に明確に示していく必要があるのかなと思ったので、こういう質問をさせていただきました。

もちろん屋外広告もいいものと、悪いものもあるはずなので、静岡県さんとかは、田園風景の中でどのような看板だとよりなじむのかみたいなことも取り組まれていたりしますので、埼玉県も今ではなくて、長期ビジョンを持って、どのような田園風景を残したくて、屋外広告はどういうふうにあるべきなのかという視点も持って進められていくとよりよいと思います。これは意見です。

○堀内議長 意見としてまとめて、この場で出さなければいけないので、今の荒井委員のお話は意見に属するかと思いますが、僕が今解釈した感じだと、やみくもに全部だめというので

はなくて、いいものなら認めるという、そういう流れもほかではある、あってもいいということですね。今回の事務局の規制、この資料に基づく内容では、そこには触れられてないと思うのですが、ちょっとこの点は私も気になったことなので審議できればと思います。他にご意見はありますでしょうか。

○萩原委員　こちらの桶川高校の入り口交差点から先は、禁止地域としていませんが、べに花ふるさと館はこのあたりにあるのですが、こちらのほうは、もう既に結構、看板はあるわけなんですか、いかがですか。

○真栄城主査　桶川高校入り口の交差点から北側についてですが、既に住宅、店舗が建ち並んでおりまして、田園風景がほとんど残っていないという状況でございます。このため禁止地域に指定する効果が低いと考えて、禁止地域に含めていないという状況でございます。

東部都市下水路から南側についても、市街化区域でございます。市街化区域については看板の掲出を容認しているところでございます。

○堀内議長　特にこの景観計画区域、この田園区域の守るべき特性、水田、畑等々、基本的にはこれは調整区域であり、それを景観特性としてきちんと継承していこうと。本来、調整区域というのはそういうものですが、それをこういう規制がないと、逆に無規制になってしまって、非常に目立つ看板ができるため、それを規制するということですね。

あとは、多分、荒井委員の意見では、サインなど広告ではない形で何かモニュメントがあつたりとか、それが民間で広告の形であり得るとは思いますが、基本的には抜け穴をつくってしまうとちょっと危険であり、良い広告を審査するとかは、すごく大変なので一律全部規制しているというのが現状かと私は理解しております。

柴田委員、どうぞ。

○柴田委員　埼玉県屋外広告業組合の柴田と申します。

私自身も屋外広告業を営んでいる者でございますが、今、堀内会長がおっしゃったこと、この地域を規制するという点においては、50メートルというのはあるポイントなのです。50メートルよりも外側は立てていいという話になると思いますが、そうしますと、ある程度の大きさのものが必要になりまして、そうすると風の問題ですとか地面の問題で、当然、大きな面積にはものすごい力がかかりますので、それに耐え得るものを作るとなると費用がものすごくかかります。それだけの費用を負担してまで合法的なものを立てていいよという企業はほぼないです。やはり近いところにそれなりの値段で、それなりの規模のものを作りたいと思うのが広告主の習性といえますか、企業として考えれば普通のことなのですが、

ここ50メートル先にしかつくれないのなら、こんなに小さいものを作ってもしょうがないし、大きいものをつくればお金がかかるからやめましょうというのが普通の考えなのかなということなので、50メートル指定をすれば、この写真の状態がほぼ保たれるのではないかと思います。

そこから先にもものすごい費用を投じてまでも、でかい看板をつくりたいというところは、今度は工作物の申請ですとか、そういうまた違う規制がかかります。私どもの今までの仕事の中ではそういう形でありますので、大変有効で、よい規制の方法なのかなと考えます。

以上、補足です。

○堀内議長 柴田委員、ありがとうございました。

50メートルという規制のラインができ、そこでそういうせめぎ合いになってしまうと、何か趣旨が理解されていないに等しいと思うのです。だから多分、荒井委員が指摘したのは、一体、田園風景って何ですかということがなくて、50メートルの中が規制ですよというだけでは、この本来の目的が伝わらないと、多分その辺を危惧されていたような気がします、どうでしょうか。

だから、こういったのは次に住民に出すときに、具体的にはどういった出し方をするのかというのは、今までの事例とかイメージがあるのでしょうか、もし、補足できればご説明いただきたいと思います。

○真栄城主査 住民の説明、地権者等の説明に関しては、こちらの諮問で使わせていただきました文言と、この地図をつけて、審議会資料とほぼ同じ内容のチラシをつけます。

○堀内議長 文言と地図はどれですか。

○真栄城主査 諮問事項となっている資料3の2枚目と4枚目です。文言が非常に長いので、これをもう少し短くしたような形で、内容的にはこれと同じでして、禁止地域にする目的と、この地域を禁止地域にしますよと、経過措置3年間ですよといった内容を記したチラシをつくって、住民、地権者の方に配布するというやり方を考えております。

○堀内議長 ちょっとすみません、田園風景といったときに何かビジュアル的な、こちらの冊子にあるような写真のような風景は、実際現地へ行けば見えるのですが、この景観計画の文章はすごくわかりやすくやさしい文章ですが、今回の資料とちょっと書き方が違うような気がするのですよね、同じかな、ちょっと固いですよね。全体としても今回の資料というのはね。出し方が大きな問題がないという前提で、恐らく手続になっているのだと思いますが、もし住民のほうから田園風景といった質問があったときに、こういったせつかくいい資

料があるので、丁寧に説明して対応いただくということでお願いします。いろいろな角度から想像して、恩田さんの発言以来、皆さんがちょっと心配しているような気がします。杞憂かもしれませんが、ちょっとそういう配慮が、今のお三方の発言の裏に、何か必要かなと私は考えます。これは意見というほどではないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○福島課長 いただいたご意見を踏まえまして、また住民の方々に対応していきたいと思えます。

○堀内議長 こういう、ご発言があったということを前提でご検討いただければと思います。ほかにはこれに関するご意見は。

加藤さん。

○加藤委員 すみません、1点質問ですけれども、既に禁止地域に指定されている道路等で、自家用広告が出てきている割合とか、こんな状況だというのがもしわかれば、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○真栄城主査 自家用広告物は許可申請の適用除外となっているものが多いです。大きさ60平方メートル以下であれば掲出できるということになっているわけで、また10平方メートル以下の大きさの基準を満たしていれば、行政に許可申請する必要もないということでございます。申し訳ないのですが、許可権限を持っている市町村には、そういったデータがないということなので、数字はわかりかねるところでございます。

○加藤委員 そういうことだろうなと思って質問しましたが、田園景観でこういう写真が出てきて、広がりがあるなと思っても、実際にはやっぱり基準適用外となる自家用というのが結構ある地域も多いと思えます。そのあたりが、本当にただ禁止地域を設けてというだけでいいのかというのは、やっぱり審議会でも議論が必要かとも思いますし、県民の皆さんのご意見を聞く機会も必要かなという気がいたしております。

以上です。

○堀内議長 どうぞ。

○福島課長 データとしてはありませんが、実際に、例えば指定の一覧がございますが、久喜市の一般国道122号というのは沿線、久喜市内を全部禁止区域に、市街化区域になっているところ以外は指定をかけているわけですけれども、やはりまだ周辺は田園がほとんど残っておりまして、自家広告を出すような物件も少ないというようなこともありまして、おおむね田園風景はやはり保全をされているというふうには考えております。一部、先ほど言われましたけれども、50メートルを離れたところでは多少、立っているのは見かけましたけれども、

ほかの路線は全てどうかというのは、ちょっとそこまで確認はできていないんですが、たまたま通りました久喜市の122号沿線などは保存されているというふうに考えております。

○加藤委員 ありがとうございます。

○堀内議長 ほかに質問、ご意見、よろしいでしょうか。

それでは、議題3、「埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定について」のまとめに入りたいと思います。

埼玉県景観審議会としての意見でございますが、特に意見が、先ほどの少し提案的な意見はあったと思いますが、この今回の諮問事項に関する意見はなかったと私は理解しています。当審議会としましては、「意見なし」ということで決めてよろしいでしょうか、皆様の確認をとりたいと思います。よろしいですね。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○堀内議長 では、ご異議ないようでございますので、埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定については、埼玉県景観審議会としましては「意見なし」といたします。

事務局はそういうことでよろしいでしょうか、以上をもちまして、本日の議事は全て終了でございます。ご協力ありがとうございました。

では、事務局にお戻しします。

○（司会）和田主幹 本日は堀内会長を初め、委員の皆様には貴重なご意見いただきまして、まことにありがとうございました。これをもちまして第46回埼玉県景観審議会を閉会といたします。

次回でございますが、第47回埼玉県景観審議会につきましては、およそですが2月ごろを予定しております。日程等詳細につきましては、またご連絡を差し上げたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は長きにわたり、皆様、ありがとうございました。

午後 3時54分 閉会